

# 付 録



指定確認検査機関指定状況（鹿児島県）

（R2. 4. 1 現在）

|      |                                                                              |                                                             |
|------|------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|
| 機関名  | 公益財団法人<br>鹿児島県住宅・建築総合センター                                                    | 株式会社<br>鹿児島建築確認検査機構                                         |
| 所在地  | 鹿児島市新屋敷町16番228号                                                              | 鹿児島市易居町2番9号                                                 |
| 業務区分 | 床面積 2,000 m <sup>2</sup> 以下のすべての用途の建築物、附随するエレベーター及び小荷物専用昇降機、工作物（擁壁、広告塔）の確認検査 | 床面積の合計が 10,000 m <sup>2</sup> 以内の建築物、及び建築設備、工作物の確認検査及び仮使用認定 |
| 業務区域 | 鹿児島県の全域                                                                      | 鹿児島県の全域                                                     |

指定構造計算適合性判定機関委任状況（鹿児島県）

（R2. 4. 1 現在）

|                    |                                                                            |                    |                   |                  |
|--------------------|----------------------------------------------------------------------------|--------------------|-------------------|------------------|
| 機関名                | 公益財団法人<br>鹿児島県住宅・建築総合センター                                                  | 公益財団法人<br>日本建築センター | 公益財団法人<br>日本総合試験所 | 株式会社<br>建築構造センター |
| 所在地                | 鹿児島市新屋敷町16番228号                                                            | 東京都千代田区外神田6丁目1番8号  | 大阪府吹田市藤白台5丁目8番1号  | 東京都新宿区新宿1丁目8番1号  |
| 委任区分               | 判定を要する全ての建築物（ただし、大臣認定プログラムにより構造計算されているもので、当センターが再計算できない大臣認定プログラムによるものを除く。） | 判定を要する全ての建築物       | 判定を要する全ての建築物      | 判定を要する全ての建築物     |
| 業務区域               | 鹿児島県の全域                                                                    | 鹿児島県の全域            | 鹿児島県の全域           | 鹿児島県の全域          |
| 構造判定の業務を行う事務所の所在地等 | 鹿児島市新屋敷町16番228号                                                            | 東京（本部）<br>大阪事務所    | 大阪府吹田市藤白台5丁目8番1号  | 全ての事務所           |

※ルート2にて構造計算を行う場合は、上表の取扱と異なる場合があるので、確認申請等の申請予定機関に確認を行ってください。

建築確認申請等手数料一覧表(抜粋)

<根拠法令等> 地方自治法・鹿児島県手数料徴収条例・鹿児島県手数料徴収条例施行規則

令和元年10月1日現在

| 確認申請・計画通知・中間検査申請・完了検査申請                           |                                                    |                    |                                 |                        |          |           |          |          |
|---------------------------------------------------|----------------------------------------------------|--------------------|---------------------------------|------------------------|----------|-----------|----------|----------|
| 区分                                                |                                                    | 建築確認申請・計画通知        |                                 | 計画変更                   | 中間検査     | 完了検査      |          |          |
| 建築物                                               | 申請延べ床面積                                            | 基本額                | 構造計算が許容応力度等計算(ルート2)で行われている場合の加算 |                        |          | 中間検査なし    | 中間検査あり   |          |
|                                                   |                                                    | 30㎡以内              | 7,600円                          | 89,000円                | 7,600円   | 13,000円   | 14,000円  | 13,000円  |
|                                                   | 30㎡を超え 100㎡以内                                      | 13,000円            | 13,000円                         |                        | 16,000円  | 17,000円   | 16,000円  |          |
|                                                   | 100㎡を超え 200㎡以内                                     | 20,000円            | 20,000円                         |                        | 23,000円  | 23,000円   | 22,000円  |          |
|                                                   | 200㎡を超え 500㎡以内                                     | 28,000円            | 28,000円                         |                        | 28,000円  | 32,000円   | 31,000円  |          |
|                                                   | 500㎡を超え 1,000㎡以内                                   | 48,000円            | 48,000円                         |                        | 49,000円  | 53,000円   | 52,000円  |          |
|                                                   | 1,000㎡を超え 2,000㎡以内                                 | 71,000円            | 113,000円                        |                        | 71,000円  | 66,000円   | 74,000円  | 69,000円  |
|                                                   | 2,000㎡を超え 10,000㎡以内                                | 207,000円           | 119,000円                        |                        | 207,000円 | 147,000円  | 178,000円 | 161,000円 |
|                                                   | 10,000㎡を超え 50,000㎡以内                               | 311,000円           | 160,000円                        |                        | 311,000円 | 222,000円  | 260,000円 | 252,000円 |
|                                                   | 50,000㎡を超えるもの                                      | 531,000円           | 297,000円                        | 531,000円               | 408,000円 | 456,000円  | 445,000円 |          |
| 建築設備                                              | 小荷物専用昇降機以外<br>(EV・エスカレータ・階段昇降機等)                   | 11,000円            | -                               | 8,000円                 | -        | 16,000円   | -        |          |
|                                                   | 小荷物専用昇降機                                           | 6,600円             | -                               | 4,500円                 | -        | 11,000円   | -        |          |
| 工作物                                               | 煙突,広告等,高架水槽,要壁,観光用EV,ウォーターシュート,飛行塔,製造施設,貯蔵施設,遊戯施設等 | 11,000円            | -                               | 6,900円                 | -        | 13,000円   | -        |          |
| <b>仮使用承認申請</b>                                    |                                                    |                    |                                 |                        |          | <b>金額</b> |          |          |
| 検査済証交付前建築物等仮使用承認申請手数料                             |                                                    |                    |                                 | 法第7条の6第1項第1号及び2号       |          | 121,000円  |          |          |
| <b>道路位置指定申請</b>                                   |                                                    |                    |                                 |                        |          | <b>金額</b> |          |          |
| 位置指定道路の指定, 変更又は廃止の申請手数料                           |                                                    |                    |                                 | 法第42条第1項第5号            |          | 50,000円   |          |          |
| <b>建築許可申請等</b>                                    |                                                    |                    |                                 |                        |          | <b>金額</b> |          |          |
| 建築物の敷地と道路との関係の建築特例認定手数料                           |                                                    |                    |                                 | 法第43条第2項第1号            |          | 27,000円   |          |          |
| 建築物の敷地と道路との関係の建築特例許可申請手数料                         |                                                    |                    |                                 | 法第43条第2項第2号            |          | 34,000円   |          |          |
| 公衆便所等の道路内建築特例許可申請手数料                              |                                                    |                    |                                 | 法第44条第1項第2号            |          | 34,000円   |          |          |
| 道路内建築特例認定申請手数料                                    |                                                    |                    |                                 | 法第44条第1項第3号            |          | 27,000円   |          |          |
| 公共用歩廊等の道路内建築特例許可申請手数料                             |                                                    |                    |                                 | 法第44条第1項第4号            |          | 162,000円  |          |          |
| 用途地域建築等特例許可申請手数料                                  |                                                    |                    |                                 | 法第48条第1項~第14項ただし書き     |          | 181,000円  |          |          |
| 特殊建築物等の敷地位置特例許可申請手数料                              |                                                    |                    |                                 | 法第51条ただし書き             |          | 160,000円  |          |          |
| 建築物の高さ限度適用除外許可申請手数料                               |                                                    |                    |                                 | 法第55条第3項各号             |          | 162,000円  |          |          |
| 日影による建築物の高さ特例許可申請手数料                              |                                                    |                    |                                 | 法第56条の2第1項ただし書き        |          | 162,000円  |          |          |
| 仮設建築物建築制限適用除外許可申請手数料                              |                                                    |                    |                                 | 法第85条第5項               |          | 121,000円  |          |          |
| <b>全体計画認定申請</b>                                   |                                                    |                    |                                 |                        |          | <b>金額</b> |          |          |
| 増築等を2以上の工事に分けて行う建築物の工事の全体計画認定申請手数料及び全体計画変更認定申請手数料 |                                                    |                    |                                 | 法第86条の8第1項及び第3項        |          | 27,000円   |          |          |
| <b>一団地認定申請・連担建築物認定申請</b>                          |                                                    |                    |                                 |                        |          | <b>金額</b> |          |          |
| 一団地認定申請手数料(総合的設計による一団地の建築物)                       |                                                    |                    |                                 | 法第86条第1項               |          |           |          |          |
| 1: 建築物の数が2である場合                                   |                                                    |                    |                                 |                        |          | 78,000円   |          |          |
| 2: 建築物の数が3以上である場合(2を超える建築物数を「N」とする。)              |                                                    |                    |                                 | 78,000円 + N棟 × 28,000円 |          |           |          |          |
| 連担建築物認定申請手数料(既存建築物を前提とした総合的設計による一団地の建築物)          |                                                    |                    |                                 | 法第86条第2項               |          |           |          |          |
| 1: 建築物の数が1である場合(既存建築物は除く。2:において同じ。)               |                                                    |                    |                                 |                        |          | 78,000円   |          |          |
| 2: 建築物の数が2以上である場合(1を超える建築物数を「N」とする。)              |                                                    |                    |                                 | 78,000円 + N棟 × 28,000円 |          |           |          |          |
| <b>各種証明</b>                                       |                                                    |                    |                                 |                        |          | <b>金額</b> |          |          |
| 建築確認台帳記載事項証明                                      |                                                    |                    |                                 |                        |          | 410円      |          |          |
| 建築工事届出受理証明                                        |                                                    |                    |                                 |                        |          |           |          |          |
| 道路の位置指定証明                                         |                                                    |                    |                                 |                        |          |           |          |          |
| <b>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に係る認定</b>                |                                                    |                    |                                 |                        |          | <b>金額</b> |          |          |
| エネルギー消費性能向上計画認定                                   |                                                    | 戸建て住宅で適合証がある場合     |                                 | 法第29条第1項               |          | 6,800円    |          |          |
| エネルギー消費性能認定                                       |                                                    |                    |                                 | 法第30条第1項               |          | 6,800円    |          |          |
| <b>都市の低炭素化の促進に関する法律に係る認定</b>                      |                                                    |                    |                                 |                        |          | <b>金額</b> |          |          |
| 低炭素建築物新築等計画認定                                     |                                                    | 戸建て住宅で適合証がある場合     |                                 | 法第54条第1項               |          | 6,800円    |          |          |
| 低炭素建築物新築等計画変更認定                                   |                                                    |                    |                                 | 法第55条第1項               |          | 3,400円    |          |          |
| <b>長期優良住宅の普及の促進に関する法律に係る認定</b>                    |                                                    |                    |                                 |                        |          | <b>金額</b> |          |          |
| 長期優良住宅認定                                          |                                                    | 戸建て住宅で適合証がある場合     |                                 | 法第5条                   |          | 9,300円    |          |          |
|                                                   |                                                    | 戸建て住宅で住宅性能評価書がある場合 |                                 | 法第5条                   |          | 20,000円   |          |          |



都市計画区域指定状況等

| 市町名                          | 区域名  | 都市計画区域*1   |             |                      |            | 人口集中地区<br>(H27国調) |            | 行政区域       |                            |                          |
|------------------------------|------|------------|-------------|----------------------|------------|-------------------|------------|------------|----------------------------|--------------------------|
|                              |      | 法指定<br>年月日 | 最終指定<br>年月日 | 範囲                   | 面積<br>(ha) | 人口<br>(千人)        | 面積<br>(ha) | 人口<br>(千人) | 面積<br>(ha)                 | 人口<br>(千人) <sup>*3</sup> |
| 鹿児島県合計 35市町(19市16町)・56都市計画区域 |      |            |             |                      | 205,429    | 1,390.0           | 12,360     | 662.7      | (918,708)<br>*2<br>863,587 | (1,648.2)<br>1,615.2     |
| 鹿児島市                         | 鹿児島  | T14.10.6   | T14.10.6    | 行政区域の一部<br>地先公有水面を含む | 29,021     | 553.7             | 7,459      | 482.5      | 54,758                     | 599.8                    |
|                              | 吉田   | S50.9.22   | S50.9.22    | 行政区域の一部              | 650        | 7.2               |            |            |                            |                          |
|                              | 喜入   | S62.4.1    | H21.8.11    | 行政区域の一部<br>地先公有水面を含む | 2,905      | 11.2              |            |            |                            |                          |
|                              | 松元   | H4.11.2    | H4.11.2     | 行政区域の一部              | 3,171      | 16.6              |            |            |                            |                          |
|                              | 郡山   | S62.4.1    | S62.4.1     | 行政区域の一部              | 2,740      | 6.5               |            |            |                            |                          |
| 鹿屋市                          | 鹿屋   | S9.9.10    | H18.12.8    | 行政区域の一部<br>地先公有水面を含む | 16,991     | 79.1              | 1,125      | 29.9       | 44,815                     | 103.6                    |
|                              | 串良   | S62.4.1    | S62.4.1     | 行政区域の一部              | 5,304      | 11.8              |            |            |                            |                          |
|                              | 吾平   | S62.4.1    | S62.4.1     | 行政区域の一部              | 2,581      | 6.1               |            |            |                            |                          |
| 枕崎市                          | 枕崎   | S9.9.10    | H6.3.30     | 行政区域の一部<br>地先公有水面を含む | 3,429      | 19.8              | 330        | 9.5        | 7,478                      | 22.0                     |
| 阿久根市                         | 阿久根  | S9.5.28    | S50.7.7     | 行政区域の一部<br>地先公有水面を含む | 4,185      | 15.7              |            |            | 13,428                     | 21.2                     |
| 出水市                          | 出水   | S9.5.28    | H28.4.1     | 行政区域の一部<br>地先公有水面を含む | 7,511      | 49.1              |            |            | 32,998                     | 53.8                     |
| 指宿市                          | 指宿   | S9.5.28    | H17.12.9    | 行政区域の一部<br>地先公有水面を含む | 3,327      | 25.5              | 185        | 6.5        | 14,884                     | 41.8                     |
|                              | 山川   | S21.9.25   | S61.10.29   | 行政区域の一部              | 1,971      | 7.6               |            |            |                            |                          |
|                              | 開聞   | H4.3.30    | H4.3.30     | 行政区域の一部              | 1,438      | 5.3               |            |            |                            |                          |
| 西之表市                         | 西之表  | S21.9.26   | S50.7.7     | 行政区域の一部<br>地先公有水面を含む | 1,000      | 8.9               |            |            | 20,566                     | 16.0                     |
| 垂水市                          | 垂水   | S21.3.30   | H11.3.23    | 行政区域の一部<br>地先公有水面を含む | 1,598      | 12.7              |            |            | 16,212                     | 15.5                     |
| 薩摩川内市                        | 薩摩川内 | S9.5.22    | H26.10.10   | 行政区域の一部<br>地先公有水面を含む | 15,189     | 79.7              | 598        | 19.7       | 68,292                     | 96.1                     |
| 日置市                          | 東市来  | S9.5.28    | S50.7.7     | 行政区域の一部              | 1,465      | 8.5               |            |            | 25,301                     | 49.2                     |
|                              | 伊集院  | S27.6.5    | S60.5.15    | 行政区域の一部              | 3,470      | 24.7              |            |            |                            |                          |
|                              | 吹上   | S12.2.25   | S43.12.23   | 行政区域の一部              | 2,927      | 6.1               |            |            |                            |                          |

| 市町名     | 区域名 | 都市計画区域*1   |             |                      |            |            | 人口集中地区<br>(H27国調) |            | 行政区域       |               |
|---------|-----|------------|-------------|----------------------|------------|------------|-------------------|------------|------------|---------------|
|         |     | 法指定<br>年月日 | 最終指定<br>年月日 | 範囲                   | 面積<br>(ha) | 人口<br>(千人) | 面積<br>(ha)        | 人口<br>(千人) | 面積<br>(ha) | 人口 *3<br>(千人) |
| 霧島市     | 国分  | S31.10.8   | S59.4.13    | 行政区域の一部              | 4,428      | 56.8       | 798<br>*4         | 36.0       | 60,316     | 125.9         |
|         | 溝辺  | S50.9.22   | S59.4.13    | 行政区域の一部              | 1,328      | 4.5        |                   |            |            |               |
|         | 横川  | S26.3.20   | S43.7.26    | 行政区域の一部              | 1,763      | 3.6        |                   |            |            |               |
|         | 牧園  | S23.3.11   | S60.5.15    | 行政区域の一部              | 4,150      | 5.4        |                   |            |            |               |
|         | 隼人  | S12.11.4   | H17.3.11    | 行政区域の一部<br>地先公有水面を含む | 5,386      | 37.7       | 338<br>*4         | 13.1       |            |               |
|         | 福山  | H2.3.31    | H18.7.4     | 行政区域の一部<br>地先公有水面を含む | 1,449      | 4.5        |                   |            |            |               |
| いちき串木野市 | 串木野 | S12.2.25   | S60.1.21    | 行政区域の一部<br>地先公有水面を含む | 2,982      | 25.8       | 323               | 11.6       | 11,229     | 29.3          |
| 南さつま市   | 加世田 | S12.11.4   | S43.12.25   | 行政区域の一部              | 3,581      | 19.0       |                   |            | 28,359     | 35.4          |
|         | 笠沙  | S26.12.22  | S43.1.13    | 行政区域の一部              | 956        | 1.9        |                   |            |            |               |
| 曾於市     | 財部  | S13.8.23   | S43.12.23   | 行政区域の一部              | 1,534      | 5.2        |                   |            | 39,014     | 36.6          |
|         | 末吉  | S26.3.20   | S44.5.20    | 行政区域の一部              | 713        | 9.4        |                   |            |            |               |
|         | 大隅  |            | S32.7.20    | H10.10.2             | 行政区域の一部    | 1,249      | 6.2               |            |            |               |
| 志布志市    |     |            | S26.3.20    | H10.10.2             | 行政区域の一部    | 185        | 1.0               |            |            | 29,028        |
|         | 志布志 | S9.5.28    | H21.7.28    | 行政区域の一部<br>地先公有水面を含む | 2,731      | 15.1       |                   |            |            |               |
| 奄美市     | 名瀬  | S11.1.24   | S63.8.24    | 行政区域の一部<br>地先公有水面を含む | 3,224      | 34.1       | 252               | 17.1       | 30,833     | 43.2          |
| 龍郷町     |     | S63.8.24   | S63.8.24    | 行政区域の一部              | 1,922      | 4.7        |                   |            | 8,182      | 5.8           |
| 南九州市    | 穎娃  | S9.5.28    | S60.5.15    | 行政区域の一部              | 6,959      | 10.8       |                   |            | 35,791     | 36.4          |
|         | 知覧  | S15.5.4    | H18.4.28    | 行政区域の一部<br>地先公有水面を含む | 4,561      | 8.3        |                   |            |            |               |
|         | 川辺  | S26.3.20   | S50.9.22    | 行政区域の一部              | 3,400      | 11.5       |                   |            |            |               |
| 伊佐市     | 大口  | S24.1.25   | S43.12.23   | 行政区域の一部              | 2,328      | 10.2       |                   |            | 39,256     | 26.8          |
| 始良市     | 始良  | S28.2.16   | H28.11.1    | 行政区域の一部<br>地先公有水面を含む | 8,167      | 73.6       | 952               | 36.8       | 23,125     | 75.2          |

| 市町名  | 区域名 | 都市計画区域*1   |             |                      |            |            | 人口集中地区<br>(H27国調) |            | 行政区域       |              |
|------|-----|------------|-------------|----------------------|------------|------------|-------------------|------------|------------|--------------|
|      |     | 法指定<br>年月日 | 最終指定<br>年月日 | 範囲                   | 面積<br>(ha) | 人口<br>(千人) | 面積<br>(ha)        | 人口<br>(千人) | 面積<br>(ha) | 人口*3<br>(千人) |
| さつま町 | さつま | S9.5.28    | H26.3.18    | 行政区域の一部              | 3,608      | 11.9       |                   |            | 30,390     | 22.4         |
| 湧水町  | 栗野  | S26.6.1    | S44.5.20    | 行政区域の一部              | 340        | 2.0        |                   |            | 14,429     | 10.3         |
|      | 吉松  | S29.10.2   | S43.12.25   | 行政区域の一部              | 1,263      | 2.7        |                   |            |            |              |
| 大崎町  | 大崎  | S29.10.2   | H10.7.10    | 行政区域の一部              | 3,253      | 8.7        |                   |            | 10,067     | 13.2         |
| 錦江町  | 大根占 | S11.1.24   | S43.8.3     | 行政区域の一部              | 885        | 3.8        |                   |            | 16,319     | 7.9          |
| 南大隅町 | 根占  | H16.3.30   | H16.3.30    | 行政区域の一部              | 979        | 3.1        |                   |            | 21,357     | 7.5          |
| 肝付町  | 肝付  | S32.12.28  | H26.10.10   | 行政区域の一部<br>地先公有水面を含む | 3,857      | 11.5       |                   |            | 30,810     | 15.7         |
| 中種子町 | 中種子 | S37.3.3    | S37.8.22    | 行政区域の一部              | 4,220      | 5.2        |                   |            | 13,718     | 8.1          |
| 南種子町 | 南種子 | S42.3.16   | S42.3.31    | 行政区域の一部              | 7,253      | 4.6        |                   |            | 11,036     | 5.7          |
| 屋久島町 | 上屋久 | S36.7.19   | H28.4.1     | 行政区域の一部<br>地先公有水面を含む | 1,151      | 3.3        |                   |            | 54,048     | 12.9         |
|      | 屋久  | S29.10.2   | H28.4.1     | 行政区域の一部<br>地先公有水面を含む | 1,126      | 2.7        |                   |            |            |              |
| 瀬戸内町 | 瀬戸内 | S34.1.14   | S57.7.5     | 行政区域の一部<br>地先公有水面を含む | 439        | 5.1        |                   |            | 23,965     | 9.0          |
| 喜界町  | 喜界  | S51.1.28   | H30.1.19    | 行政区域の一部<br>地先公有水面を含む | 398        | 3.3        |                   |            | 5,682      | 7.2          |
| 徳之島町 | 徳之島 | S39.9.30   | S59.4.13    | 行政区域の一部<br>地先公有水面を含む | 459        | 6.8        |                   |            | 10,492     | 11.2         |
| 天城町  | 天城  | S39.9.30   | S60.1.21    | 行政区域の一部<br>地先公有水面を含む | 1,651      | 4.7        |                   |            | 8,040      | 6.0          |
| 和泊町  | 和泊  | S51.1.28   | H17.3.11    | 行政区域の一部<br>地先公有水面を含む | 358        | 3.0        |                   |            | 4,039      | 6.8          |
| 知名町  | 知名  | S50.9.22   | S50.9.22    | 行政区域の一部<br>地先公有水面を含む | 320        | 2.5        |                   |            | 5,330      | 6.2          |

※1 令和元年度都市計画現況調査より(平成31年3月31日現在)

※2 県全体面積【国土地理院面積調べより(令和元年10月1日現在)】

※3 行政区域人口【H27国勢調査より( )内人口は県全体人口】

※4 人口集中地区の合計面積は各区域の合計面積と一致しない。

(霧島市の人口集中地区面積：1,137ha)



## 建築・住宅に係る相談窓口一覧表

| 相談内容等            | 名 称                                                              | 電話番号         |
|------------------|------------------------------------------------------------------|--------------|
| 建築・住宅に係る<br>一般相談 | 財団法人 鹿児島県住宅・建築総合センター                                             | 099(224)4539 |
|                  | 社団法人 鹿児島県建築士事務所協会<br>設計・工事監理業務その他に係る相談                           | 099(223)6363 |
| ※建築関係団体等による相談    | 社団法人 鹿児島県建築士会<br>「建築士の日」相談業務(7月1日)                               | 099(222)2005 |
|                  | 鹿児島県ゆとりある住まいとまちづくり推進協議会(県住宅課)<br>「かごしま住まいと建築展」での相談<br>(例年10月に開催) | 099(286)2111 |
| 建築基準法に係る<br>相談   | 県建築課, 県地域振興局等の出先機関(鹿児島市以外)                                       | 099(286)2111 |
|                  | 鹿児島市建築指導課(鹿児島市内)                                                 | 099(224)1111 |
| 耐震診断・改修に係る<br>相談 | 県建築課                                                             | 099(286)2111 |
|                  | 鹿児島市建築指導課(鹿児島市内)                                                 | 099(224)1111 |
|                  | 社団法人 鹿児島県建築士事務所協会                                                | 099(223)6363 |
| 宅地建物取引業に係る<br>相談 | 県建築課                                                             | 099(286)2111 |
|                  | 社団法人 鹿児島県宅地建物取引業協会<br>毎週月・木10:00~15:00                           | 099(252)7111 |
|                  | 社団法人 全日本不動産協会鹿児島県本部                                              | 099(813)0511 |
| 住宅に係る一般相談        | 県建築課住宅政策室                                                        | 099(286)2111 |
| 法律に係る相談          | 鹿児島県弁護士会(有料)                                                     | 099(226)3765 |
|                  | 鹿児島地方法務局(人権擁護課)<br>その他地方法務局(国分・知覧・川内・鹿屋・名瀬支局)                    | 099(259)0680 |
|                  | 法テラス鹿児島<br>平日9:00~17:00(土日・祝日及び年末年始を除く)<br>(指宿・鹿屋・大島・徳之島にも窓口有り)  | 0570(078)366 |
| 契約に係る相談          | 鹿児島県消費生活センター                                                     | 099(224)0999 |
| 住宅に係る紛争等の<br>相談  | 住宅紛争処理支援センター 所在地:東京都<br>月曜日~金曜日10:00~17:00(土・日・祝日休み)             | 03(3556)5147 |
| 紛争処理相談           | 県建設工事紛争審査会(県監理用地課)                                               | 099(286)2111 |

# 鹿児島県建築行政マネジメント計画

鹿児島県特定行政庁協議会

平成27年6月30日

## はじめに

本県では、建築物の安全性等を確保するため、平成11年に策定した「鹿児島県建築物安全安心実施計画」に基づき、県・鹿児島市及び建築関係団体が協力して建築物の工事監理業務の適正化、完了検査の的確な実施及び違反建築物対策の総合的な推進に努め、中間検査制度の導入や完了検査率の向上など一定の成果が得られたところである。

また、平成22年5月には、国において、建築行政における円滑かつ的確な業務の執行を推進するための指針が制定され、本県では、県、鹿児島市、薩摩川内市、霧島市及び鹿屋市の特定行政庁からなる「鹿児島県特定行政庁協議会」を設け、「鹿児島県建築行政マネジメント計画」を策定し、本県の建築物の安全性の確保等に取り組んできたところである。

近年、診療所、認知症高齢者グループホーム、ホテル等における火災、昇降機・遊具施設等での事故により、重大な人的被害が発生しており、これらへの対応が求められているほか、建築基準法や建築士法、建築物の耐震改修の促進に関する法律が改正されるなど、建築行政を取り巻く環境は大きく変化してきている。

この度、社会情勢の変化等に対応できるよう諸制度の見直しが行なわれていること等を踏まえ、これらに対応できるよう指針の改定があり、また、「鹿児島県建築行政マネジメント計画」の実施計画期間が満了したため、マネジメント計画を改訂し、引き続き本県の建築物の安全性の確保等に取り組むこととします。

## 目次

|     |                               |       |
|-----|-------------------------------|-------|
| 第1  | 目的                            | P 401 |
| 第2  | 対象範囲                          | P 401 |
| 第3  | 実施期間                          | P 401 |
| 第4  | 計画の変更                         | P 401 |
| 第5  | 建築確認から検査までの建築規制の実効性の確保        | P 401 |
| 第6  | 違反建築物対策の徹底                    | P 403 |
| 第7  | 既存建築物及び建築設備の適切な維持管理を通じた安全性の確保 | P 404 |
| 第8  | 事故・災害時の対応                     | P 405 |
| 第9  | 消費者への対応                       | P 405 |
| 第10 | 執行業務体制の整備                     | P 406 |

## 第1 目的

本計画は、県、鹿児島市、薩摩川内市、霧島市及び鹿屋市の特定行政庁が中心となって、国土交通省、警察・消防等の関係機関及び建築関係団体と連携・協力して、建築確認検査の適確な実施、定期報告制度の適確な運用及び違反建築物対策を実施することにより、建築物の安全性等の確保を図ることを目的とする。

## 第2 対象範囲

本計画は、建築基準法、建築士法、建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定された建築物の安全に関する性能の確保及び向上に係る制度等を対象とする。

## 第3 実施期間

本計画の実施期間は、平成27年6月30日から平成32年3月31日までとする。

## 第4 計画の変更

本計画は、必要に応じて検証し随時見直すものとする。

## 第5 建築確認から完了検査までの建築規制の実効性の確保

### 1 迅速かつ適確な建築確認審査の徹底

- (1) 県内の特定行政庁は、円滑な経済活動の実施を確保しつつ、建築確認の実効性を確保するため、迅速かつ適確な建築確認審査の徹底を図る。特に、構造計算適合性判定を要する物件については、確認図書の受付から確認済証の交付までの所要時間について更なる短縮を目指す。
- (2) 県内の特定行政庁間、県内に事務所を置く指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関との連携を確保し、審査基準等の解釈、判断、取扱いの統一的な運用について意見交換、情報交換に努める。

### 2 中間検査・完了検査の徹底

- (1) 中間検査・完了検査を徹底するため、確認済証の交付時に検査の申請が必要である旨を文書等で建築主等に周知する。
- (2) 完了検査申請の行われていない建築物については、工事完了予定日の経過後、必要に応じて、速やかに建築主等に督促等を行う。
- (3) 中間検査・完了検査時において、工事管理者の立会を求める。
- (4) 県内に事務所を置く指定確認検査機関に対しても同様の取り組みを求めるものとする。

### 3 工事監理業務の適正化とその徹底

- (1) 確認申請書による工事監理者の確認、県・市細則に基づく工事監理者の選

任状況等の手続きを周知する。

- (2) 工事着工前に工事監理者を定める必要があることについて、建築主等に文書等により周知する。
- (3) 中間検査、完了検査の際に、検査申請書に基づき工事監理状況をチェックする。
- (4) 県は、建築士事務所に立入検査の実施の際は、工事監理の委託内容の書面による契約又は書面交付及び工事監理報告書の提出を指導する。
- (5) 建築士会又は建築士事務所協会の指定講習会、技術講習会の開催について支援する。

#### 4 仮使用認定制度の的確な運用

特定行政庁及び指定確認検査機関については、仮使用認定制度が的確に運用されることが必要であることから、仮使用認定制度の周知に努めるとともに、消防機関とも連携しつつ、安全上、防火上又は避難上著しく支障があると認められる場合については、必要な是正指導を行い、仮使用される建築物の安全確保の徹底に取り組む。

#### 5 指定確認検査機関、指定構造計算適合性判定機関に対する指導・監督

- (1) 建築物の確認・検査の適正な実施を確保するため、特定行政庁は連携して指定確認検査機関への立入検査を行う。また、県は指定構造計算適合性判定機関への立入検査を行う。
- (2) 特定行政庁は、指定確認検査機関又は指定構造計算適合性判定機関への立入検査の結果、一定の違反事実等があると認められるときは、その旨を指定権者である国又は県に報告する。
- (3) 県は特定行政庁からの報告や立入検査などにより不正行為等が認められた場合、「処分の基準」に基づき厳正に対処する。
- (4) 県は、指定確認検査機関又は指定構造計算適合性判定機関を「処分の基準」に基づき処分した場合は速やかに公表する。
- (5) 指定確認検査機関の建築確認審査、中間検査、完了検査への対応
  - ①特定行政庁は、確認審査報告書の内容に疑義が生じた場合、速やかに指定確認検査機関、設計者等の関係者に対して報告を求め、建築基準関係規定への適合状況の確認を行う。
  - ②特定行政庁は、建築基準関係規定に適合しないと認める場合は、速やかに適合しない旨の通知を行うとともに、指定権者である国又は県に報告する。
  - ③必要に応じて、指定確認検査機関に対し、当該建築物の確認検査の適正な実施のために必要な措置を講じる。

#### 6 建築士、建築士事務所に対する指導・監督

- (1) 県は、建築士事務所への立入検査等を定期的を実施する。

- (2) 特定行政庁は、法第9条第1項又は第10項の規定に基づく命令を行った場合等で、建築士が違反建築物の設計及び工事監理等に関与している場合、一級建築士にあつては国土交通省へ、二級建築士又は木造建築士にあつては県への通知を徹底する。
- (3) 県は、通知を受けた二級建築士又は木造建築士について「鹿児島県二級建築士及び木造建築士の懲戒処分の基準」に基づき厳正な処分を行い、処分を受けた建築士が所属する建築士事務所についても、「鹿児島県建築士事務所の監督処分の基準」に基づき厳正な処分を行う。
- (4) 県は、二級建築士又は木造建築士並びに建築士事務所の処分を行った場合は、速やかに公表する。
- (5) 特定行政庁は、確認申請窓口における注意喚起等による建築士の定期講習の受講等の周知に努める。
- (6) 県は、建築士事務所の業務報告書の提出義務の徹底及びこれを踏まえた指導・監督に努める。
- (7) 県は、所属建築士の登録及び変更の届出の周知徹底に努める。
- (8) 県は、書面による契約等における設計等の業の適正化の周知徹底に努める。
- (9) 県は、建築士及び建築士事務所の処分基準の見直しを行う。

## 第6 違反建築物対策の徹底

### 1 違反建築物対策の徹底

#### (1) 違反建築の防止に関する周知

県民及び建築関係団体等に、違反建築の防止に関する周知の徹底を図るため、全国的に実施される違反建築防止週間等を活用して、パンフレット等を利用した周知活動等を行う。

#### (2) 工事中の建築物の違反对策

違反建築物の早期発見・早期是正のため、県内一斉建築パトロール、巡回パトロール等を実施し、発見した工事中の違反建築物又は違反建築物を発生させる可能性の高い工事について、早期の違反処理又は指導を行う。

#### (3) 既存建築物の違反对策

定期報告対象建築物、検査済証未交付建築物、建築基準法違反等の通報があった建築物等に対して立入検査等を実施し、既存建築物の違反の把握や、その是正に努める。

#### (4) 違反建築物の所有者等に対する指導及び処分

違反是正事務処理要領等に基づき、違反建築物の所有者等に対し是正措置の状況等についての報告を求め、必要な措置が講じられていない場合は是正措置を講ずるよう所有者等を指導する。再三の指導等にも従わず、かつ重大な違反

の場合には、工事停止命令、是正命令、使用禁止命令等の厳正な処分を行う。  
また、命令に従わない悪質な所有者等については告発することも検討する。

## 第7 既存建築物及び建築設備の適切な維持管理を通じた安全性の確保

### 1 定期報告制度の適確な運用による維持保全の推進

#### (1) 定期報告制度の周知徹底

特定行政庁は、建築物等の施設の損傷、腐食その他の劣化等の状況を適確に把握し、適法な維持保全による建築物等の安全性を確保するため、定期報告対象となる建築物（建築設備を含む）、昇降機及び遊戯施設の所有者等に対して定期報告制度の周知徹底を図る。

#### (2) 定期報告対象建築物等の実態把握

特定行政庁は、地域の実情等を踏まえた定期報告対象建築物の適切な指導を行うとともに、当該対象建築物の台帳の整備を行い、定期報告の督促等を強化し、未報告建築物に対する立入調査等に努める。

#### (3) 定期報告制度の運用強化

特定行政庁は、報告対象建築物の所有者等に通知を行い、定期的に報告がなされないものは、書面による督促を行う。また、その督促に応じない場合、必要に応じて報告の請求や当該建築物に対する立入調査を実施する。

#### (4) 是正措置等の徹底

特定行政庁は、定期報告を受理した場合は速やかに内容を確認し、是正の必要がある場合は、当該建築物等の所有者等に対し是正措置を講ずるよう指導する。

#### (5) 防災査察の実施による維持保全の推進

特定行政庁は、建築物防災週間における防災査察により、現地において建築物の状況を調査するとともに、必要な指導を行う。

### 2 建築物の耐震診断・改修の促進

(1) 新耐震基準施行以前の建築物の耐震診断を推進するとともに、耐震診断基準に満たない建築物の耐震改修を促進するため、「鹿児島県耐震改修促進計画」を改定し、これに基づき、総合的かつ計画的に建築物の耐震化率の向上に努める。

(2) 県は県内市町村の「耐震改修促進計画」の策定を支援し、連携して建築物の耐震化を促進する。

### 3 建築物に係るアスベスト対策の推進

(1) アスベスト対策の喫緊性に鑑み、アスベストを有する建築物に係るデータベースを早期に整備するとともに、アスベストの分析調査及び除去を促進するため、アスベスト対策の周知をする。



- (2) 相談窓口を設置するとともに、ホームページ等を活用し情報の提供を行う。
- (3) 県は市町村に対して、アスベストの調査・除去に関する制度の積極的な活用を図るよう、周知を行う。
- (4) 新築時・リフォーム時におけるシックハウス対策に関する周知を行う。

#### 4 既存建築ストックの現行基準への水準向上と有効活用

既存建築ストックを有効活用するために、対応策の検討を図る。特に既存不適格建築物について、所有者等が、その危険性に対する認識が十分でないことから、法制度や施策の周知徹底等を行う。

#### 5 保安上危険な建築物等の対策の推進

管理の行き届かない保安上危険な建築物等が増大しており、防火上及び衛生上の観点から建築物及び敷地の安全性を確保するため、市町村や消防などの関係機関との連携を図りながら、所有者等に対して、除去や修繕などの必要な措置を講じるよう指導を行う。

## 第8 事故・災害時の対応

### 1 迅速な事故対応

- (1) 消防部局等関係行政機関との連携により事故情報の把握に努めるとともに、必要に応じて事故調査の実施、原因究明等を実施する。
- (2) 消防部局等関係行政機関等と連絡協議会の設置などにより連携体制、連絡体制、情報交換の整備に努める。
- (3) 事故情報を把握したときは、再発防止対策の指導、管理者等に対するの注意喚起など、事故情報に対する対応に努める。

### 2 迅速な災害対応

- (1) 危機管理部局と連携し、迅速かつ正確な災害情報の把握を行うとともに、必要に応じて災害調査等を実施する。
- (2) 県、県内市町村、関係団体で構成される「鹿児島県被災建築物応急危険度判定協議会」などを活用し、被災建築物応急危険度判定士の養成並びに応急危険度判定の実施及び支援体制の整備などを行う。

## 第9 消費者への対応

- 1 建築計画概要書の閲覧制度等について、県及び市町村広報紙により普及啓発を図る。
- 2 積極的な情報提供を行うために、指定道路図等の整備を促進する。
- 3 建築関係団体と連携して、技術情報の提供、建築物の防災意識の向上、定期報告制度の周知徹底を図る。
- 4 ホームページ等により、安全・安心に係る消費者向けの情報提供を行うよう努

める。

## 第10 執行業務体制の整備

### 1 内部組織の執行体制

本計画に基づく施策が的確に実施できるよう、人材育成等に努めるものとする。

### 2 関係機関，関係団体との連携

(1) 本計画に基づく施策が的確に実施できるよう，警察，消防などの行政機関や，指定確認検査機関，建築関係団体と連携を図るとともに，必要に応じて合同査察を実施する。

(2) 公益社団法人鹿児島県建築士会，一般社団法人鹿児島県建築士事務所協会等が実施する講習会等を活用して，建築士等へ積極的な情報提供を行う。

(3) 他の都道府県，特定行政庁，指定確認検査機関等と積極的な情報交換を行うことにより，各種問題事項の早期発見に努める。

### 3 情報の共有・整理・活用

建築物等に係る情報を適確に把握するため，建築物等に係る情報の蓄積，整理，管理のための各種データベースの整備を促進する。

### 4 審査担当者の人材育成，確保のための取り組みを行う。

# 鹿児島県被災建築物応急危険度判定要綱

## 第1 目的

この要綱は、被災建築物の危険度の判定について、その迅速な実施の決定及び適確な実施に関し必要な事項を定めることにより、余震による被災建築物の倒壊、部材の落下から生ずる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図ることを目的とする。

## 第2 定義

この要綱における用語の定義は、それぞれ次に定めるところによる。

- (1) 被災建築物応急危険度判定（以下「応判」という。）  
被災建築物の被害の状況を調査し、余震による二次災害発生の危険度の判定・表示等を行うことをいう。
- (2) 応急危険度判定士（以下「判定士」という。）  
前項の応判業務に従事する者として「鹿児島県地震被災建築物応急危険度判定受講者登録制度要綱」第3条に基づき知事の登録を受けた者をいう。
- (3) 応急危険度判定コーディネーター（以下「判定コーディネーター」という。）  
前項の判定士である者のうちから別に定める者で、判定士の指導支援を行う者をいう。
- (4) 鹿児島県被災建築物応急危険度判定協議会（以下「応判協議会」という。）  
鹿児島県建築行政連絡協議会並びに県建築士会、県建築士事務所協会及び県建築協会で構成され、鹿児島県被災建築物応急危険度判定協議会会則に基づき設立された機関をいう。
- (5) 土木対策部建築班  
県災害対策本部の土木対策部建築班（土木部建築課）をいう。

## 第3 震前対策

応判を円滑に実施するため、予め次の事項を講じておくものとする。

- (1) 避難施設一覧表等及び住宅地図の整備・保管  
各市町村は、施設名、建設年度等を記載した避難施設の一覧表及び位置図並びに市町村住宅地図を県建築課に提出し、県建築課はこれらを保管しておく。
- (2) 判定資材の備蓄  
県は、別表判定資材一覧表の県準備資材に掲げる資材を備蓄する。
- (3) 判定士の災害補償準備  
県は、応判活動中の判定士に係る事故に備え、事前に災害傷害保険に仮加入する。

## 第4 連絡網の整備

- 1 応判協議会は、判定作業の的確な実施を図るための判定士の連絡網を整備する。
- 2 連絡網の整備は、応判協議会を次の4つのチームに分け、それぞれのチームごとに行う。
  - (1) 行政チーム（鹿児島県建築行政連絡協議会の会員である県及び市町村の職員）
  - (2) 事務所協会チーム（県建築士事務所協会に加盟の事務所代表者及びその社員）
  - (3) 建築協会チーム（県建築協会に加盟の事務所代表者及びその社員）
  - (4) 建築士会チーム（上記(1)～(3)以外の者）

## 第5 県庁応判本部の設置

- 1 震度5以上の地震が発生したときは、土木対策部建築班は、応判協議会会員のうち別に定める者からなる県庁応判本部を県建築課内に設置する。
- 2 応判協議会会長は、県庁応判本部に待機する。
- 3 県庁応判本部に、行政チームを主体とする連絡調整班を設け、本部の業務を実施する。また、判定コーディネーターからなる応判実施計画作成班を設けその業務を実施する。
- 4 土木対策部建築班は、県庁応判本部を設置したときは、市町村災害対策本部にその旨を連絡する。

## 第6 避難施設調査班による避難施設の調査

県庁応判本部は、第3の(1)の避難施設の応判を実施するため、事務所協会チームの構造関係者で編成した避難施設調査班を被災地に出動させる。

## 第7 民間住宅調査班による建築物被害概況調査

県庁応判本部は、判定コーディネーターで編成した民間住宅調査班を被災地に出動させて建築物の被害概況調査を行わせ、民間住宅の応判が必要な程度の被害状況であるか否かを調査させる。

## 第8 震度5弱以下の地震が発生した場合の県庁応判本部の設置等

震度5弱以下の地震が発生した場合の県庁応判本部の設置等については、土木対策部建築班と応判協議会会長とが協議し、対応を決定する。

## 第9 応判実施の決定等

- 1 避難施設調査班及び民間住宅調査班は、調査結果を県庁応判本部に報告する。
- 2 県庁応判本部と土木対策部建築班は協議の上、応判実施が必要と想定される被害状況である場合は、この旨を土木対策部建築班から市町村長に進言する。
- 3 市町村長は進言をうけ応判実施が必要と判断したときは、土木対策部建築班に応判実施を要請し、土木対策部建築班は応判協議会に応判実施を依頼する。
- 4 市町村長は、2及び3にかかわらず応判実施が必要と判断したときは、土木対策部建築班に応判実施を要請することができる。

## 第10 市町村災害対策本部の役割

市町村災害対策本部は応判実施のため次に掲げる事項を行う。

- (1) 第13に定める現地応判本部との連絡調整
- (2) 応判実施のための拠点場所の確保
- (3) 危険区域等の応判実施保留区域、交通止め状況等の被災地状況に関する情報提供
- (4) 応判実施についての被災地住民への周知

## 第11 応判の実施計画作成

県庁応判本部は、応判を実施するに当たっては、次の内容からなる応判実施計画を作成する。また、作成した応判実施計画については、土木対策部建築班から市町村災害対策本部に連絡する。

- (1) 応判実施区域と区画割（住宅地図への記入作業を含む。）
- (2) 応判対象とする建築物の用途及び順位
  - ①学校、避難施設、②病院、就寝用途である社会福祉施設、③共同住宅（公共住宅は除く。）、④個人住宅、⑤商業施設である店舗、旅館、ホテル等
- (3) 判定士及び判定コーディネーターの編成と実施区域への振分け
- (4) 応判実施期間
- (5) その他応判実施のために必要な事項（参集場所、参集人員数、参集時刻）

## 第12 判定士の参集要請

- 1 県庁応判本部は、応判実施計画に添って、応判協議会の各チームの代表者に参集を要請する。
- 2 各チームの代表者は、第4による連絡網にしたがい応判参加について会員に連絡する。
- 3 各チームの代表者は応判参加者名を県庁応判本部に報告する。
- 4 参集した判定士等の代表者は、参集した判定士等の名簿を作成し現地応判本部に提出する。現地応判本部はこの名簿を県庁応判本部に提出する。土木対策部建築班はこの名簿により保険加入の本手続を行う。

## 第13 現地応判本部の設置及び役割

- 1 県庁応判本部は応判実施計画を作成後、応判実施計画作成班を要請市町村に派遣し、拠点場所に現地応判本部を設置する。
- 2 応判実施計画作成班は、現地応判本部において判定コーディネーターに応判実施計画の内容を説明する。
- 3 判定コーディネーターは、班編成を行い判定士を応判業務に出動させる。
- 4 応判業務終了後、判定士は、結果を現地応判本部に報告する。
- 5 現地応判本部は、応判の結果を市町村災害対策本部及び県庁応判本部に報告したときに解散する。

## 第14 判定結果の表示

判定士は、個々の建築物の応判終了後、応判結果に基づき建築物ごとに、当該建築物の出入口等見やすい箇所に「危険」、「要注意」、「調査済」のいずれかの判定ステッカーを貼る。ただし、市町村長の要請によってはこの限りではない。

## 第15 判定資材等の携帯

- 1 判定士は、応判作業を行う際には応急危険度判定士登録証を必ず携帯するとともに、腕章等を身につけ判定士として識別できるようにする。
- 2 別表判定資材一覧表の判定士準備資材に掲げる資材については、判定士自らが持参し、県準備資材に掲げる資材については、現地応判本部にて、判定コーディネーターから配布を受ける。

#### 第16 判定士の交通手段, 食事について

応判実施の際の判定士の交通手段, 食事については判定士自らが手配することとするが, 必要な場合は各チームそれぞれで手配する。

#### 第17 判定士でない者の判定業務等への補助的従事

判定士でない者が応判業務等に補助的に従事する場合は, 必ず現地応判本部の指示に従い従事する。

#### 第18 他の都道府県等に対する支援要請

県は地震被害が大規模であること等により必要であると判断する場合は, 「全国被災建築物応急危険度判定協議会」及び「九州ブロック被災建築物応急危険度判定協議会」(以下「全国応判協議会等」という。)と連携を図り, 建設省及び他の都道府県の支援を要請する。

#### 第19 他の都道府県等からの支援要請

- 1 他の都道府県等から, 判定資材の提供, 判定士の派遣等についての支援要請を受けたときは, 速やかに県は, 県庁応判本部を設置する。  
県庁応判本部には, 県建築課職員と応判協議会会長が待機する。
- 2 県庁応判本部は, 他の都道府県等から依頼された判定資材の調達, 判定士の派遣について, 調達可能な判定資材を準備し, 派遣可能な判定士数を想定した上で, 建築士会チーム, 事務所協会チーム及び建築協会チームに, 各チームが派遣可能な判定士数の取りまとめを依頼する。
- 3 判定資材の提供, 判定士の派遣等については, 全国応判協議会等と連携を図り, 実施する。

第20 この要綱に定めのない事項については, 土木対策部建築班と応判協議会会長とが協議して定める。

#### 附 則

この要綱は, 平成11年3月19日から施行する。

## 判定資材一覧表（別表）

| 区分   | 判定資材              | 準備区分  |         | 備考 |
|------|-------------------|-------|---------|----|
|      |                   | 県準備資材 | 判定士準備資材 |    |
| A    | 登録証               | ○     |         |    |
|      | 腕章                | ○     |         |    |
|      | 判定調査表             | ○     |         |    |
|      | 判定ステッカー           | ○     |         |    |
|      | 判定マニュアル           | ○     |         |    |
|      | ヘルメット用シール         | ○     |         |    |
|      | ヘルメット             |       | ○       |    |
|      | 判定実施用地図           | ○     |         |    |
|      | 筆記用具              |       | ○       |    |
|      | 下げ降り              | ○     |         |    |
|      | クラックスケール          | ○     |         |    |
|      | ガムテープ             | ○     |         |    |
|      | 雨具（ビニール合羽）※       |       | ○       |    |
|      | 防寒具（ジャンパー，ミニカイロ）※ |       | ○       |    |
|      | 水筒※               |       | ○       |    |
| マスク※ |                   | ○     |         |    |
| B    | バインダー（合紙）         | ○     |         |    |
|      | コンボックス            |       | ○       |    |
|      | 軍手                |       | ○       |    |
|      | 携帯電話              | ○     | ○       |    |
|      | ナップザック            |       | ○       |    |
| C    | ハンマー（打診器）         | ○     |         |    |
|      | 双眼鏡               |       | ○       |    |
|      | ペンライト             |       | ○       |    |
|      | ホイッスル             |       | ○       |    |
|      | ポケットカメラ           |       | ○       |    |
|      | コンパス（方位磁石）        |       | ○       |    |

注) 区分 A：応急危険度判定時に最低必要なもの

B：判定時にあった方がよいもの

C：判定時にできればあると便利なもの

※印は、状況によって必要ない場合もある。

## 鹿児島県地震被災建築物応急危険度判定受講者登録制度要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、大規模な地震により多くの建築物が被災した場合、住民の安全を確保するうえにおいて、余震等による被災建築物の再度の倒壊、部材の落下等から生ずる人的被害を防止することがきわめて重要であることにかんがみ、被災建築物の危険度の応急的な判定を行う地震被災建築物応急危険度判定講習会を開催し、その受講者を登録し、これを活用することにより応急危険度判定の体制を整備し、もって余震等による人的被害の防止を図ることを目的とする。

なお、受講者による判定業務は、鹿児島県地域防災計画に位置付けるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において応急危険度判定とは、地震により被災した建築物が余震等に対し安全に立入り、又は使用できるかを応急的に判定することをいう。

2 この要綱において鹿児島県応急危険度判定受講者（以下「判定受講者」という。）とは、知事の登録を受け、応急危険度判定の作業を行う者をいう。

### (登録等)

第3条 判定受講者は、県内に居住し、又は勤務する次の各号のいずれかに該当する者で、第11条の講習会を修了した者又は応急危険度判定の作業を行う者として他都道府県にて登録若しくは認定を受けた者（以下「他県登録者等」という。）からの申請により、知事が登録するものとする。

(1) 建築士法（昭和25年法律第202号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する建築士

(2) 前号に規定する者のほか、知事が認めた者

2 前項の規定による登録を受けようとする者は、応急危険度判定受講者登録申請書に次に掲げる書類を添付し、知事に申請しなければならない。

(1) 法第5条第2項の建築士免許の写し

(2) 第11条第3項の修了証の写し（他県登録者等にあつては、当該登録又は認定（以下「登録等」という。）を証するもの）

### (登録証の交付)

第4条 知事は、前条第2項の規定による申請があつた場合において、申請者が判定受講者として適格と認めるときは、応急危険度判定受講者登録台帳（以下「登録台帳」という。）に登録するとともに、申請者に応急危険度判定受講者登録証（以下「登録証」という。）を交付するものとする。

2 知事は、前条第2項の規定による申請があつた場合において、申請者が判定受講者として適格でないとき認めるときは、登録しないことができる。この場合において、知事は、その旨を申請者に通知するものとする。

### (申請事項の変更)

第5条 判定受講者は、第3条第2項の規定により申請した事項に変更が生じたときは、速やかに、判定受講者登録申請事項変更届により知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出があつたときは、登録台帳の修正をするものとする。

### (登録証の更新)

第6条 登録証の有効期間は、登録された年度から5年後の年度の末日とする。

2 登録証の更新を受けようとする者は、有効期間の満了の30日前までに判定受講者更新申請書に登録証を添えて知事に申請するものとする。

3 知事は、前項の規定による申請があつたときは、登録台帳に更新した旨を記載するとともに、申請者に登録証を交付するものとする。

### (登録証の再交付)

第7条 判定受講者は、登録証を紛失し、又は汚損したときは、応急危険度判定受講者登録証再交付



申請書により知事にその再交付を申請しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による申請があったときは、申請者に登録証を再交付するものとする。
- 3 前項の規定により登録証の再交付を受けた判定受講者は、紛失した登録証を発見したときは、速やかに当該登録証を知事に返納しなければならない。

#### (登録の辞退)

第8条 判定受講者は、登録を辞退しようとするときは、応急危険度判定受講者辞退届に登録証を添えて知事に届け出なければならない。

- 2 知事は、前項の規定による届け出があったときは、登録台帳から抹消するとともに、その旨を届出者に通知するものとする。

#### (登録の取消し)

第9条 知事は、判定受講者が次の各号のいずれかに該当した場合は、登録の取消し又は登録の停止を行うことができる。

- (1) 法第9条に基づく免許の取消しを受けた場合
- (2) 法第10条第1項に基づく懲戒を受けた場合
- (3) 前号に規定する場合のほか、知事が必要と認めた場合

- 2 知事は、前項の規定により登録の取消しを行った場合は、登録台帳から抹消するとともに、登録証を返納させるものとする。
- 3 知事は、第1項の規定により登録の停止を行った場合は、停止期間の満了まで登録証を領置するものとする。

#### (判定受講者の業務)

第10条 判定受講者は、市町村災害対策本部の依頼により、応急危険度判定を行うものとする。

- 2 県外の被災地からの支援要請による判定業務については、別に定める知事の要請により行う。
- 3 判定受講者は、応急危険度判定の作業中は、常時、登録証を携帯するものとする。

#### (講習会)

第11条 知事は、応急危険度判定の実施に必要な建築技術を修得させるために、講習会を実施するものとする。

- 2 講習会の受講資格者は、第3条第1項の各号に掲げる者とする。
- 3 知事は、講習会を修了した者に対し、講習会修了者台帳に記載の上、受講修了証を交付する。

#### (相互認証)

第12条 知事は、第3条第1項の規定により、他県登録者等の登録をした場合は、移転前に登録等をしてきた都道府県知事に対し、応急危険度判定受講者登録通知書により通知するものとする。

- 2 知事は、第3条の規定により登録した判定受講者が、他の都道府県に登録等をし、当該都道府県知事から、応急危険度判定受講者登録通知書の通知があった場合は、当該判定受講者の登録事項を抹消するとともに、その旨を当該判定受講者に通知するものとする。

#### (その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、鹿児島県地震被災建築物応急危険度判定受講者登録制度に関し必要な事項は、知事が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成7年10月11日から施行する。

この要綱は、平成16年7月13日から施行する。

この要綱は、平成18年12月18日から施行する。

# 鹿児島県被災建築物応急危険度判定協議会 会則

## (名称)

第1条 本会は、鹿児島県被災建築物応急危険度判定協議会（以下「県協議会」という。）と称する。

## (目的)

第2条 県協議会は、地震による被災建築物の応急危険度判定をより迅速かつ的確に実施するため、応急危険度判定の方法並びに県、市町村及び建築関係団体の支援協力等に関して事前に調整を行うことにより、応急危険度判定の実施体制の整備を進めることを目的とする。

## (事業)

第3条 県協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 応急危険度判定体制整備検討会議を開催し、鹿児島県被災建築物応急危険度判定要綱（以下「県要綱」という。）を定める。
- (2) 地震災害時には、県、市町村、建築関係団体は、県要綱に基づき応急危険度判定を実施、支援、協力する。
- (3) 応急危険度判定実施の連絡、支援体制について協議するための会議の開催。
- (4) その他県協議会の目的を達成するために必要な事業。

## (組織)

第4条 県協議会は、県、市町村などで組織する鹿児島県建築行政連絡協議会と実際にボランティアで応急危険度判定作業に携わる次の建築関係団体で構成する。

- (1) 社団法人鹿児島県建築士会
- (2) 社団法人鹿児島県建築士事務所協会
- (3) 社団法人鹿児島県建築協会

2 県協議会に会長を置く。会長は構成員が互選する。

## (職務)

第5条 会長は、県協議会を代表し、県協議会の事務を掌理する。

2 会長に事故あるときは、あらかじめ指定されたものが、その職務を代理する。

## (会議)

第6条 県協議会は、会長が召集し、議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

## (庶務)

第7条 県協議会の庶務は、鹿児島県土木部建築課において処理する。

## (その他の事項)

第8条 この会則に定めるものの他、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則 この会則は、平成10年10月5日から実施する。

# 鹿児島県応急危険度判定実施フロー



